

株式会社 アットホームの概要

1. 事業所の所在地等

事業所名	株式会社アットホーム 足立営業所	介護保険指定事業者番号	1372113579
事業所所在地	〒121-0814 東京都足立区六月二丁目 32 番 7 号	電話	03-3860-6790
サービス種別	特定福祉用具貸与（販売） 特定介護予防福祉用具貸与（販売）		
営業日・営業時間	月曜日～土曜日（12月29日～1月4日を除く）午前8時45分～午後5時45分まで		
通常実施地域	東京都足立区・東京都葛飾区・埼玉県草加市 地域以外の方もご相談下さい		

2. 従業員の職種、員数及び職務内容

●管理者 常勤1名

管理者は従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他法令等の管理を一元的に行い、従業者に法令等の規程を遵守させるための必要な指揮命令を行います。

●福祉用具専門相談員 常勤4名 非常勤5名

- （1）利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう専門的知識に基づき相談に応じます。
- （2）福祉用具の機能の安全性と衛生状態を点検します。
- （3）利用者の身体の状態に応じて、福祉用具の調整を行うとともに使用方法、取扱説明書等を交付し十分に説明した上で、必要に応じ実際に使用していただきながら使用方法の指導を行います。
- （4）福祉用具の目標や具体的なサービス内容等を記載した福祉用具サービス計画書を作成します。計画の作成後、必要に応じて当該福祉用具サービス計画書の変更を行うものとします。

※介護給付費等の請求、及び通信連絡事務等を行います。※特定福祉用具の消毒メンテナンス保管管理を行います。

3. 利用料について

《レンタル品について》

- （1）料金はカタログにて提示
- （2）レンタルの期間は1か月単位（ご契約以後解約まで自動更新とさせていただきます。）
- （3）介護保険の利用が認められている方はレンタル料金に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額が利用者負担となります。
- （4）レンタル開始日、終了日による料金について *レンタル開始日、レンタル終了日が同月内の場合は1か月分の料金となります。

	レンタル開始日	レンタル終了日
1日～15日までの場合	1か月分の料金	半月分の料金
16日～末日までの場合	半月分の料金	1か月分の料金

- （5）介護保険の利用が認められていない方、介護保険適応外の方は、全額自己負担となります。
- （6）入退院された方は在宅日数により料金が異なります。*入院日、退院日が同月内の場合は1か月分の料金となります。

	入院日	退院日
1日～15日までの場合	半月分の料金	1か月分の料金
16日～末日までの場合	1か月分の料金	半月分の料金

●通常の実地地域内については配送料金が含まれていますが、下記の場合においては別途料金が発生します。

- （1）レンタル品の同一家屋での移動分解組立 8,000～12,000円
- （2）レンタル品の家屋から家屋への移動分解組立 13,000～25,000円
- （3）通常の事業の実施地域を超えて行う配送 1kmにつき100円（高速道路の使用、公共交通機関の使用は実費）

●レンタル品における衛生管理は以下のように行います。

- （1）回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管します。
- （2）また、一部福祉用具の保管又は消毒に関わる業務は、下記事業者へ委託して行います。また当該委託先事業者の業務の実施状況について定期的（概ね1年毎）に確認し、結果等を記録します。

・小山(株) ・(株)ランダルコーポレーション ・(株)シンエンス ・協同ライフケア(株) ・(株)モリトー
・野口(株) ・(株)ジャストイン・レンテック ・(株)ルート21 ・(株)ニチイケアネット ・近鉄スマイルサプライ(株)

《販売品について》

- (1) 料金はカタログにて提示します。但し、変更がある場合は別紙にて提示します。
- (2) 介護保険の利用が認められている方で、介護保険対象品の場合は10万円までは利用料金に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額が利用者負担となります。ただし、上限を超えた超過分は、全額利用者負担となります。

●通常の実地地域内については配送料金が含まれていますが、下記の場合においては別途料金が発生します。

- (1) 通常の事業の実施地域を超えて行う配送 1kmにつき100円（高速道路の使用、公共交通機関の使用は実費）
- (2) 特別な搬入による場合 実費

4.衛生管理等

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

5.緊急時の対応

- (1) サービス提供時に容体の変化や事故等があった場合には、速やかに救急隊、利用者の家族、区市町村、利用者に係る居宅介護支援事業者、または地域包括支援センター等に連絡を行うとともに必要な処置を講じます。
- (2) またサービス提供により賠償すべき事故発生の場合には、速やかに損害賠償を行います。

6.サービス提供に関する苦情相談について

- (1) 苦情相談の窓口

① サービス提供に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるために、窓口を設置します。

事業所 窓口担当	町田 勤	電話番号	03-3860-6790
受付時間	月曜～土曜日 午前8時45分～午後5時45分まで（12月29日～1月4日を除く）		

② その他窓口

東京都国民健康保険団体連合会 ☎03-6238-0177 足立区役所介護保険課 ☎03-3880-5746
葛飾区役所介護保険課 ☎03-5654-8251 草加市役所介護福祉課 ☎048-922-1421

- (2) 苦情相談発生時の対応

苦情発生→傾聴事実確認（電話にて受付、アドバイス等をさせていただきます。）→原因真因の解明→課題の取組・根本的原因の究明（原則速やかに御自宅に伺います。全員が不在の場合には多少お時間をいただくことがあります。）→改善策の立案メーカー等への相談申し入れ→改善策の実施、定期的見直、チェック→改善策内容を社内徹底浸透

7.秘密保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者及び家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は利用者及びその家族の個人情報について『個人情報保護法』について厚生労働省が策定した『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』を遵守し適切な取扱いに努めます。
- ② 事業者及び従業者はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の情報、秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ③ またこの秘密を保持する義務はサービス提供終了後においても継続します。

- (2) 個人情報の収集利用目的について

事業者はサービス提供を行う上でサービス担当者会議、モニタリング、アフターメンテナンス、及び利用料金の集金代行業務、卸業者、外注業者において収集した情報を利用させていただきます。

- (3) 個人情報の取扱いについて

事業者は『個人情報の利用目的』の範囲において文章で同意を得た上で利用いたします。

8.第三者評価の実施状況について

現時点では第三者評価受審実績はございません。

9.虐待の防止のための取組について

利用者等の人権擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 成年後見人制度の利用を支援します。
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業者に十分に周知します。
- ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。